

幸手市告示第175号

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札方式実施要綱を次のように定める。

平成25年10月24日

幸手市長 渡辺邦夫

幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札方式実施要綱

(目的)

第1条 幸手市が発注する幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事（以下「改良工事」という。）に係る入札方式を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が幸手市にとって最も適切な者をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価入札」という。）により実施することに関し必要な事項を定め、公正かつ適正な入札の執行を目的とする。

(総合評価入札審査会)

第2条 改良工事の実施に当たり、幸手市ひばりヶ丘桜泉園し尿処理施設基幹的設備改良工事総合評価入札審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の設置及び組織については別に定める。

(改良工事実施に関する告示)

第3条 市長は、改良工事を実施するときは、次に掲げる事項を記載した書類を告示しなければならない。

- (1) 改良工事の実施の目的に係る事項
- (2) 改良工事の概要に係る事項
- (3) 改良工事の総合評価入札の参加資格要件に係る事項
- (4) 改良工事の総合評価入札の参加資格申請書類の作成及び提出に係る事項
- (5) 改良工事の総合評価入札の入札書及び技術提案書の作成並びに提出に係る事項
- (6) 改良工事の総合評価入札の落札者決定基準に係る事項

- (7) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要であると認める事項
- 2 前項の規定により告示する書類は、入札説明書、落札者決定基準、工事概要書及び様式集とする。
- 3 第1項の告示は、市役所掲示場に掲示して行うとともに、幸手市ホームページに掲載するものとする。
- 4 前項の告示は、告示の日から起算して20日以上これを掲示するものとする。

(説明会)

第4条 改良工事に係る説明会は、開催しないものとする。

(参加資格申請書類の提出等)

第5条 改良工事の総合評価入札に参加しようとする者は、次に掲げる内容を記載した書類（以下「参加資格申請書類」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 改良工事の発注手続きに係る参加意思表示
 - (2) 会社概要、改良工事に関連する経営状況及び建設業の許可
 - (3) 改良工事及び同種工事の施工実績
 - (4) 改良工事に配置を予定する監理技術者の資格及び経歴
 - (5) 改良工事の実施体制
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める事項
- 2 前項に掲げる事項のうち、第2号から第4号に掲げる事項については、当該各号に規定する事項を証する経営事項審査結果通知書の写し、建設業許可証の写し、契約書等の写し又は資格者証等の写しを添付しなければならない。
 - 3 第1項の参加資格申請書類の提出期限及び審査期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。
 - (1) 参加資格申請書類の提出期限 告示の日から起算して30日以内
 - (2) 参加資格申請書類の審査期間 提出期限の日から起算して40日以内
 - 4 第1項の参加資格申請書類は、返却しないものとする。

(参加資格申請書類の審査)

第6条 審査会は、前条の規定に基づき提出された参加資格申請書類について、次に掲げる資格要件について審査するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (4) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく特別清算の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 幸手市契約規則（平成11年規則第25号）第22条の規定により幸手市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (7) 幸手市建設工事等入札参加者の資格及び審査会に関する規則（平成13年規則第12号）第2条に規定する幸手市入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で掲載されている者であること。
- (8) 本市、埼玉県及び国から指名停止措置を受けていない者であること。
- (9) 幸手市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成18年告示第119号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条に基づく清掃施設工事に係る特定建設業の許可を有する者であること。
- (11) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の清掃施設工事に係る総合評価点数が、審査会が定める基準以上の者であること。
- (12) 改良工事と同種の工事を元請けとして行い、稼動開始に至った経

緯のある者であること。

(13) 清掃施設工事業に係る監理技術者資格証の交付を受け、かつ、改良工事と同種の工事の経験がある技術者を、改良工事に専任で配置できる者であること。

(14) 法人税、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。

(15) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める事項

2 前条第1項の参加資格申請書類を提出した者が1者の場合であっても、前項の規定を適用する。

(参加資格の認定等)

第7条 市長は、第5条第1項の申請があったときは、その内容を審査の上、参加資格の認定の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(技術提案書の提出等)

第8条 市長は、参加資格が認定されたものに対し、改良工事に関する技術提案仕様書を配布し、技術提案書の提出を求めるものとする。

2 前項の技術提案書の提出期限及び審査期間は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 技術提案書の提出期限 提出を求めた日から起算して60日以内

(2) 技術提案書の審査期間 (第13条に定める定量化審査を含む。)

技術提案書の提出期限の日から150日以内

3 第1項の技術提案書の提出を辞退した者は、これを理由として以後の業者選定などで不利益な取扱いを受けないものとする。

4 第1項の技術提案書は、返却しないものとする。

(技術提案書の内容)

第9条 前条第1項の技術提案書の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 改良工事に関する技術提案書の提出表明

(2) 改良工事に関する技術提案書の概要説明

(3) 改良工事に関する設計計算書

(4) 改良工事に関する設計仕様書

(5) 改良工事に関する図面類

- (6) 改良工事に関する工事工程表
- (7) 審査会があらかじめ特定する要求事項に関する提案書
- (8) 改良工事の工事費見積額及び維持管理費計算書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、審査会が必要と認める事項
(ヒアリングの実施)

第10条 審査会は、第8条第1項の技術提案書に示された内容の確認を行うため、当該技術提案書を提出した者に対してヒアリングを行うことができる。

2 前項のヒアリングの内容は、技術提案の内容、その技術的な裏付け、専門技術力の保有状況、専門技術力を駆使した業務の実績又は当該工事への取り組み姿勢等に関することとする。

3 第1項の規定に基づき行われたヒアリングの内容は、第13条に定める入札書及び技術提案書の定量化審査に反映することができる。

(技術提案書の改善)

第11条 審査会は、第8条第1項の技術提案書を提出した者に対し、技術提案書の内容について改善を求め、又は改善の機会を与えることができる。この場合において、審査会は、その結果を市長に報告しなければならない。

(工事価格の入札)

第12条 工事価格の入札は、技術提案書の提出をした者に対し、要求水準書を配布した上で執行するものとする。

2 要求水準書は、技術提案仕様書の内容に準じたものとする。

3 第1項の工事価格の入札において、入札書に記載された価格が予定価格を超えた入札は無効とする。

4 第1項の入札において提出された入札書は、返却しないものとする。

(入札書及び技術提案書の定量化審査)

第13条 審査会は、改良工事の入札書及び技術提案書について、落札者決定基準に定める審査方法、審査項目及び評価基準に基づき、定量化審査を行い、総合評価点数を算出するものとする。

2 審査会は、前項の定量化審査による総合評価点数が最も高い者を改良

工事に最も適した者として特定し、市長に報告するものとする。

3 審査会は、提出された入札書及び技術提案書に虚偽の記載事項、書類の不備又は重大な瑕疵があるときは、当該書類を無効にするものとする。

4 審査会は、入札書及び技術提案書の提出から定量化審査が終了するまでの期間において、入札書及び技術提案書の提出者が第6条第1項の参加資格要件を具備しなくなったときは、当該期間中に提出された書類を無効にするものとする。

(落札者の決定)

第14条 市長は、前条第2項の規定に基づき、審査会が審査し、特定をした入札書及び技術提案書の提出をした者を落札者として決定するものとする。

2 審査会の審査において、前条第2項による最も適した者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。ただし、当該入札書及び技術提案書の提出をした者がくじ引きに参加できないときは、改良工事の発注手続きに関連のない職員にくじを引かせて決定するものとする。

3 改良工事の総合評価入札における落札者が、契約を締結するまでの期間において、第6条第1項の参加資格要件を具備しなくなったときは、契約を締結しないものとする。

(公表)

第15条 市長は、改良工事の請負契約締結後、入札書及び技術提案書の審査結果（第11条の規定による技術提案書の改善をした場合にあつては、当該改善経過の概要を含む。）について、速やかに公表するものとする。

(苦情申立等)

第16条 改良工事に係る第5条の参加資格申請書類を提出した者のうち、参加資格の認定をされなかった者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、市長に対し、書面により認定されなかった理由の説明を求めることができる。

2 入札書及び技術提案書を提出した者のうち、第13条の規定により特定されなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算して5日（休

日を除く。)以内に、市長に対し、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

3 市長は、前2項の説明を求められたときは、当該書面を受けた翌日から起算して5日(休日を除く。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

(発注支援及び技術支援の要請)

第17条 改良工事に係る発注手続きの実施に当たり必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に支援を要請することができるものとする。

(費用負担)

第18条 改良工事に係る参加資格申請書類、入札書及び技術提案書の作成並びに提出並びにヒアリングに要する費用は、各書類の提出者の負担とする。

(提出書類等の使用及び提供の制限)

第19条 市長は、改良工事に係る参加資格申請書類、入札書、技術提案書等の提出書類を、発注手続きに係る審査以外の目的で使用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 提出した者の同意があるとき。
- (3) 捜査機関等から犯罪捜査目的による要請を受けたとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(指名停止)

第20条 市長は、参加資格申請書類、入札書、技術提案書等に虚偽の記載をした者について、指名停止等の措置が行えるものとする。

(雑則)

第21条 この告示に定めるもののほか、総合評価入札方式による改良工事の発注手続きに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。